

月次総会議事録

令和8年（第1回）加古川市農業委員会月次総会
令和8年1月27日（火）

加古川市役所北館4階 大会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 未弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
17 久保田 四郎	18 丸山 良作	

欠席

2 都倉 正 4 道清 真有子

事務局

局長 福井 大介 次長 中村 浩孝 主事 高橋 周

現地調査（西地区）

1月21日（水） 午前10時から
丸山副会長、岡本総務委員長、堀江委員、柳委員 事務局2名

現地調査（東地区）

1月21日（水） 午後1時10分から
丸山副会長、岡本総務委員長、久保田委員、長井委員 事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後2時30分

議長 ただ今より、令和8年第1回の月次総会を開催いたします。
本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 17名
本日の出席委員数 15名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項
の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、11番 岡本 善四郎 委員、12番
庄司 学 委員、両名よろしくお願ひいたします。

議長 それでは議事に入ります。
議案第1号を議題といたします。
議案第1号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ、審議参考資料1ページをご覧ください。
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3
条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
議案説明の前に、議案書の訂正をお願いします。議案書1ページ、議案番
号4番、および議案書2ページ、議案番号5番の案件について、譲受人の経
営面積及び自作面積について、■■■■平米を■■■■平米へ訂正願
います。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求める
こと。
1 平岡町中野■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■
■■■■さんへ。使用貸借権設定。
2 平岡町中野■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■
■■■■さんへ。使用貸借権設定。

3 八幡町下村 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。新設農家。

4 八幡町野村 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

議案書 2 ページをご覧ください。

5 八幡町野村 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

6 平荘町山角 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

7 平荘町里 [] 外 1 筆、計 [] 平米。 [] さん 外 4 名から、 [] さんへ。

8 平荘町里 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。新設農家。

議案書 3 ページをご覧ください。

9 平荘町小畑 [] 外 1 筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

10 平荘町神木 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

11 東神吉町升田 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

12 西神吉町岸 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さん 外 1 名さんへ。新設農家。

議案書 4 ページをご覧ください。

13 西神吉町岸 [] 外 1 筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さん 外 1 名へ。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。また、新設農家 3 件について、取得面積が小さく、地元委員による現地調査及び営農計画を確認の結果、問題ないとの判断があったため、新設農家の聞き取り調査を省略しております。

つきましては、別紙、審議参考資料 1～4 ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第 3 条第 2 項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長

事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第 1 号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第1号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第1号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号の15件については、令和7年12月8日から令和8年1月13日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第3号を議題といたします。

議案第3号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書10ページ、審議参考資料5ページをご覧ください。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

議案説明の前に、議案書の訂正をお願いします。議案書10ページ、議案番号1番の案件について、始末書が現地調査後に提出がありましたので、備考欄に始末書添付と追記願います。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 野口町水足■■■■、■■■■平米。■■■■さん。露天駐車場用地。

2 志方町細工所■■■■ 外1筆、計■■■■平米。■■■■さん。道路用地。一部転用 2筆計■■■■平米のうち■■■■平米。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料5ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

久保田委員 議席番号17番 久保田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年1月21日、調査者は、丸山副会長、岡本総務委員長、長井委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第3号の1番。申請の土地の位置は水色の西、現況は雑種地。申請地の周囲は、東が宅地、西が雑種地、南が宅地、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、乾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

柳委員 議席番号14番 柳です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年1月21日、調査者は、丸山副会長、岡本総務委員長、堀江委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第3号の2番。申請の土地の位置は細工所の北、現況は稲作あと。申請地の周囲は、東が道路、西が雑種地、南が水路、北が水路となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、藤原委員、安本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第3号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第3号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第3号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第4号を議題といたします。
議案第4号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書11ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 神野町石守 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] 株式会社へ。庭用地及び露天駐車場用地。

2 東神吉町出河原 [] 外2筆、計 [] 平米。 [] さん 外2名から、株式会社 [] へ。太陽光発電施設用地。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料6ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

長井委員 議席番号13番 長井です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年1月21日、調査者は、丸山副会長、岡本総務委員長、久保田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第4号の1番。申請の土地の位置は石守の西、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が宅地、西が雑種地、南が宅地、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、大形推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

柳委員 議席番号14番 柳です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年1月21日、調査者は、丸山副会長、岡本総務委員長、堀江委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第4号の2番。申請の土地の位置は出河原の北、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が畑、西が道路、南が雑種地、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第4号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第4号について、許可相当の意見書を添

付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第4号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第5号を議題といたします。
議案第5号の3件については、令和7年12月8日から令和8年1月13日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第6号を議題といたします。
議案第6号の13件については、令和7年12月8日から令和8年1月13日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第7号を議題といたします。
議案第7号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書18ページ、審議参考資料7ページをご覧ください。
この議案は、200平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第13条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。
それでは議案を朗読いたします。
議案第7号 農業用施設用地届出にかかる受理のこと。
1 上荘町都染■■■■、■■■■平米。■■■■さん。農業用倉庫。
この案件について、定例現地調査を実施しております。
つきましては、別紙、審議参考資料7ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法施行規則第29条第1号に規定する基準を満たしているものと考えております。
以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

堀江委員 議席番号1番 堀江です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年1月21日、調査者は、丸山副会長、岡本総務委員長、柳委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。
議案第7号の1番。申請の土地の位置は都染の西。現況は農業用倉庫が建

っており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、井相田委員、柿本委員、前川推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第7号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第7号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第7号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第8号を議題といたします。
議案第8号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書19ページ、審議参考資料8ページをご覧ください。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願ひ出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第8号 非農地証明願承認のこと。

1 志方町山中 [] 外2筆、計 [] 平米。被相続人 []、相続人代表 [] さん、昭和40年頃より。

2 志方町横大路 []、 [] 平米。 [] さん、35年以上前から。

この案件につきまして定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料8ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

堀江委員 議席番号1番 堀江です。現地調査の結果を報告します。

まず、議案第8号の1番については、先月の3条申請時に地元委員で現地調査を行っています。調査日時は令和7年12月10日、調査者は船田推進委員と私の2名。申請の土地の位置は山中の北。現況は山林となっており、申請どおりかと思われます。

次に、議案第8号の2番については、調査日時は令和8年1月21日、調査者は、丸山副会長、岡本総務委員長、柳委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。申請の土地の位置は横大路の中。現況は宅地及び雑種地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、船田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第8号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第8号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第8号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第9号を議題といたします。

議案第9号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書20ページをご覧ください。

この議案は、農地法第18条第1項の規定による農地等の賃貸借の解約の申入れについて、県知事の許可を受けようと申請されたもので、農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第139号 農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 志方町上富木■■■■、■■■■平米。貸人■■■■さん、借人 亡■■■■ 相続人■■■■さん 外。権利の種類 残存小作。
なお、この案件につきましては、令和7年第12回月次総会において、議

案139号としてご審議いただいています。その際、許可権者である兵庫県の担当部署へ確認したところ、この解約許可については、賃借人に相続が発生している場合はその相続人全員に対して行わなければ有効ではないとの助言があったことを事務局から報告させていただきました。また、賃借人の相続人は4名いることがわかっていますが、そのうちの2名については住所が判明していないことから、所有者も事務局も意思確認ができておらず、当分の間は賃借人の相続人との合意解約に向けて協議を進めていくことが適当とご説明申し上げ、月次総会では保留となっております。

現在、相続人の住所調査を終え、意思確認を行っているところですので、今月においても、許可・不許可の意見をまとめるのではなく、保留が適当と考えています。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第9号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 さきほど事務局から説明のあったとおり、本件については賃借人の相続人との連絡が続いており、現時点で農業委員会の意見をまとめることは難しいため、採決を行わず、引き続き保留としたいと思いますが、異議ございませんか。

異議なし

議長 では、議案第9号については保留といたします。

議長 次に、議案第10号を議題といたします。
議案第10号について、事務局の議案説明をお願いします。

事務局 議案書21ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人 ひょうご農林機構が農用地利用集積等促進計画を定めようとするもので、その計画案を策定するにあたり、同機構加古川農地管理事務所から農業委員会の意見を求められたものです。

それでは議案をご説明いたします。今回の議案は、西神吉町宮前地区において、合計2筆、1,767平米をひょうご農林機構が借り受け、担い手へ転貸しようとするものです。なお、権利設定の期間は、公告日から令和17年12月31日までとなっています。

権利の設定を受ける借受者については、認定農業者であって、地域内の農業を担う者として地域計画における目標地図に位置付けられています。また、2筆とも期間満了に伴う再設定となっています。以上のことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号並びに第3号に規定する、すべて耕作要件や常時従事要件を満たしており、適正な計画と考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案説明は終わりました。議案第10号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第10号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第10号について、農業委員会として問題ないものとして、公益社団法人ひょうご農林機構 加古川農地管理事務所長に回答することに決定いたします。

議長 次に、議案第11号を議題といたします。
議案第11号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書22ページをご覧ください。

この議案は、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に基づき作成された地域計画について、その計画の一部を変更しようとするもので、同条第6項の規定により加古川市長から意見を聴かれたものです。

変更する内容については、わずかな区域の農地転用を行うため地域計画の区域から外すもので、計画全体への影響は限定的なものです。また、当該地区の農業団体長の同意を得ており、地元委員に意見聴取したところ支障がないとの回答があったことから、加古川市農業委員会農地法事務に関する専決処理規程第2条第2項の規定により、会長専決により令和7年12月19日付で市長へその旨を回答したことを報告いたします。以上です。

議長 議案第11号については報告議案ですので、以上といたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後3時8分)

加古川市農業委員会

会長 馬田 禧 紹

令和8年1月27日

署名委員 (11番)

署名委員 (12番)